



ディスクロージャー 2024



大阪協栄信用組合

つながる信頼、輝く明日のために。

ごあいさつ

当組合は、昭和26年12月の発足以来、今年で73年目となりました。これもひとえに組合員の皆様をはじめ、多くの皆様方のご支援、ご協力の賜物と衷心より厚く御礼申し上げます。

皆様方からの当組合に対するご理解を一層深めていただきますよう、本年度もディスクロージャー誌を作成いたしました。当組合の経営方針や財務状況、業績などをご説明させて頂いておりますので、ご高覧いただければ幸いです。

令和6年7月

大阪協栄信用組合 理事長 船曳真吾

当組合のあゆみ（沿革）

- 昭和26年12月17日／理美容業者組合員の金融面の相互扶助を目的として、協栄信用組合を設立
- 昭和28年7月／扇橋支店開設
- 昭和38年12月／住吉支店開設
- 昭和51年3月／本部機構を日本橋の本店営業部から扇橋支店に移転
- 昭和52年12月／西成支店開設
- 昭和59年6月／大阪協栄信用組合に改称
- 平成13年6月／城東支店開設
- 平成14年10月／西成支店移転
- 平成16年11月／本店営業部仮店舗に移転
- 平成17年2月／住吉支店移転
- 平成17年10月／新大阪支店開設
- 平成18年7月／豊中支店開設
- 平成20年5月／城東支店移転
- 平成21年11月／新本店ビル完成、本店営業部・本部機構を移転
- 平成22年10月／富士信用組合（兵庫県）と合併
- 平成23年5月／西宮支店移転
- 平成23年8月／中央市場支店廃止、神戸営業部へ統合
- 平成23年10月／阿倍野支店開設 西成支店廃止、阿倍野支店へ引継
- 平成24年10月／明石支店移転、東大阪支店開設
- 平成28年7月／六甲支店開設
- 平成30年5月／加古川支店新築（建替）
- 令和2年7月／扇橋支店移転
- 令和4年7月／くろもん支店開設
(来店不要型「メール定期預金」専用店舗)

事業方針

■基本方針 地域の発展に奉仕します

地域におけるリテール金融機関としての自覚をもち、大手金融機関がやれないスキマ金融に特化することによって、中小零細企業の経済的地位の向上に貢献するなど、地域社会の潤滑油としての役割を果たします。

■経営方針 堅実経営に徹します

信組経営の精神に則り、法令等の遵守、経営基盤の強化および効率化による健全経営をすすめます。

(1) 経営体制の強化・充実

あらゆる事態、リスクに対応できる心構えと態勢整備の実施

(2) 健全経営による安定収益の確保

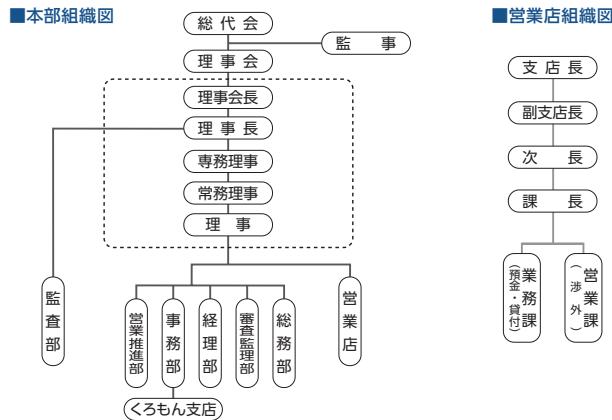
ガバナンスの効いた経営の実践、組織力の成長、更なる収益力の確保

(3) 業務の合理化・効率化・デジタル化を促進

業務の合理化・効率化・デジタル化による健全で強靭な経営基盤の確立

(4) 地域密着型金融の推進とコンサルティング能力の向上 融資先への積極的な情報発信

事業の組織



役員一覧 (理事及び監事の氏名・役職名) (令和6年6月24日現在)

理事長	船曳真吾	理事	坂本久恵
専務理事	岩元良二	理事	瀬渡道明
常務理事	影山陽一	理事	田村朋之
理事	上續雅功	常勤監事	長瀬洋次郎
理事	大塚克巳	非常勤監事	福田健次

会計監査人の氏名又は名称 (令和6年6月末現在)

ネクサス監査法人

令和5年度 経営環境

昨年度の世界情勢は、ロシア・ウクライナ戦争の長期化などの地政学的な問題。経済面では、低迷する欧州経済と、かたや堅調に推移する米国経済など、先行きの不透明感が残りました。

本年度も世界経済は低成長が見込まれ、欧米先進国の物価変動や金融政策の行方、中国経済の成長力に大きく左右されそうです。しかし、今後は好調な企業収益による物価上昇を上回る賃上げ、史上最高値を更新した株価等の資産効果、省力化・DX化を背景とした設備投資の拡大により景気は緩やかに回復することが期待されます。

当組合は、日進月歩のIT化の進行に遅れることなく、店頭以外でもタイムリーに情報提供できるデジタル基盤の拡充を進め、皆様方に有益な金融サービスを提供できる体制を整えて参ります。

また、引き続き、クイック＆レスポンスで皆様のご要望に丁寧にお応えし事業の発展に寄与して参る所存でございます。

組合員の推移

(単位：人)

区分	令和4年度末	令和5年度末
個人	60,108	60,903
法人	3,947	4,084
合計	64,055	64,987

総代会の仕組みと役割

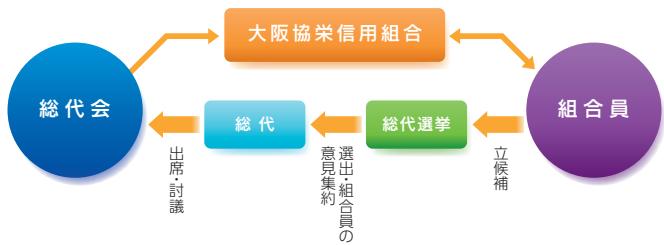
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられております。しかし、当組合では組合員数が多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。

また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、事業活動等の報告が行われるとともに、決算、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要な事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査をするなど、日常の営業活動を通じて、さまざまな経営改善活動に取り組んでいます。



総代の選出方法、任期、定数 等

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1)総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、各選挙区ごとに自ら立候補した方もしくは選挙区内の組合員から推薦された方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。なお、総代候補者（立候補者（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者として選挙は行っておりません。

(2)総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は選挙区を13の区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は120人以上150人以内です。各選挙区及び選挙区ごとの総代の定数は、その選挙区の選挙人名簿に記載された組合員数を基準に、定款及び総代選挙規約に基づき理事会で決定します。（令和5年3月に任期満了に伴い選挙を行いました。）

○総代選挙区と総代定数・総代数

（令和5年3月13日 改選）

令和6年5月31日現在

選挙区	総代定数	総代数	選挙区	総代定数	総代数
本店営業部選挙区	27	26	神戸営業部選挙区	14	14
扇橋選挙区	17	16	六甲選挙区	1	1
住吉選挙区	9	8	西宮選挙区	6	6
阿倍野選挙区	12	12	明石選挙区	4	4
城東選挙区	11	11	加古川選挙区	4	4
新大阪選挙区	14	13	総合計	134	129
豊中選挙区	11	10			
東大阪選挙区	4	4			

○総代の属性別構成比

職業別	個人 25%、個人事業者 10%、法人役員 65%
業種別	不動産・賃貸業 77%、建設業 4%、製造業 1%、卸売・小売業 4%、娯楽・サービス業 0%、飲食業 1%、医療・福祉 1%、理美容業 0%、司法書士 10%、その他サービス 1%、その他 1%
年代別	30代以下 2%、40代 9%、50代 37%、60代 26%、70代 18%、80代以上 8%

※業種別は「個人事業主」「法人役員」に限る。

総代会の決議事項等の議事概要

第73期通常総代会が、令和6年6月24日(月)午前10時より、当組合本店において開催されました。当日は総代数129名のうち、出席74名（うち委任状による代理出席53名）のもと、全議案が可決・承認されました。

報告事項	第1号報告 「第73期事業報告」 報告の件
決議事項	第1号議案 「第73期貸借対照表、損益計算書」 承認の件
	第2号議案 「第73期剰余金処分案」 承認の件
	第3号議案 令和6年度事業計画及び収支予算案承認の件
	第4号議案 組合員の除名の件



地域貢献（信用組合の社会的責任（CSR）に関する事項等）

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、大阪府・兵庫県を営業区域として、社会的、公共的使命を正しく担い、金融サービスの提供を通じて中小零細企業者及び個人の皆さまの経済的地位の向上ならびに地域社会に貢献することを経営理念とする地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が地域の皆さまにお預けいただいた大切な財産である預金を源泉としております。その資金をもとに主として中小零細企業者の発展を支援するための融資活動を行っております。

預金を通じた地域貢献

預金は、地域の皆さまの計画的な資産づくりをお手伝いさせていただくため、魅力ある金利を設定した定期預金を主にお取扱いしております。

令和5年度には下記の特別金利商品を期間限定で取扱いいたしました。

- 夏の特別金利定期預金（令和5年7月～9月）
- 神戸ストークス応援定期預金（令和5年11月～令和6年3月）

また、お客さまにより良いサービスを提供するため、年に1度お客さまアンケートを実施し、お客さまから頂いた回答をもとに、お客さま満足度の更なる向上を目指し、努力を重ねております。



融資を通じた地域貢献

スキマ金融とクイックレスポンスにより、中小零細企業者の皆さまの資金ニーズに対して、必要なときに必要な金額を積極的かつ迅速にお答えできる体制としております。

地域サービスの充実

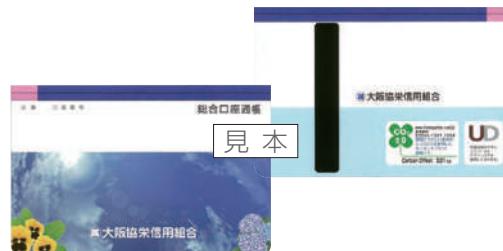
■情報提供活動

当組合の財務内容や取扱商品内容を当組合ホームページに掲載しております。

文化的・社会的貢献に関する活動

■カーボンオフセット通帳の採用

環境問題に配慮し、エコクロス素材を使用した通帳（カーボンオフセット通帳）を採用しております。



地域貢献（信用組合の社会的責任（CSR）に関する事項等）

■中学校へのバスケットボールの寄贈について（令和6年2月13日）

この度、大阪協栄信用組合では、B.LEAGUE 所属のプロバスケットボールチーム神戸ストークスを通じまして、神戸市内の中学校へバスケットボール16球を寄贈いたしました。

今後とも神戸市を拠点とするプロバスケットボールチーム神戸ストークスの応援を通じて地域貢献に取り組んでまいります。



■献血運動への参加

大阪府信用組合協会主催の献血運動が、令和5年9月8日に大阪府信用組合会館で行われ、当組合からも8名が参加いたしました。

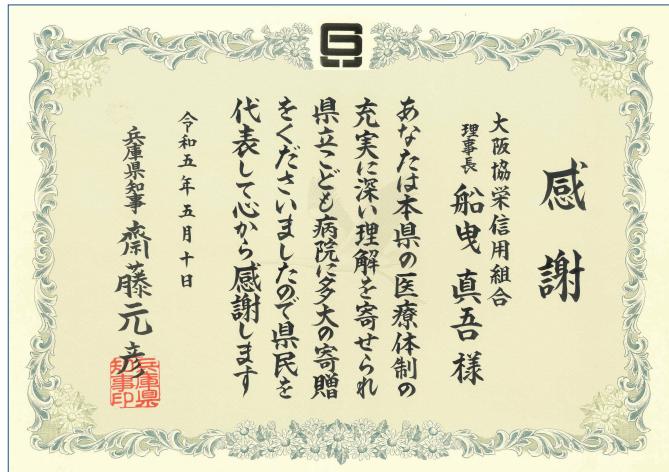
■寄附活動

新しい医療の実用化や地域の社会福祉活動の一助として、寄附を行いました。

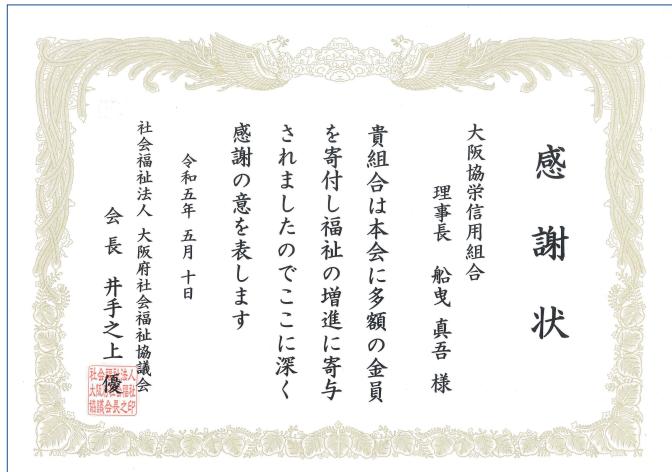
【寄附先】

兵庫県立こども病院／大阪府がん対策基金／大阪成人病予防協会／大阪府社会福祉協議会

・兵庫県（兵庫県立こども病院）からの感謝状



・大阪府社会福祉協議会からの感謝状



企業の社会的責任（CSR）について

大阪協栄信用組合は、経済・環境・社会等の幅広い分野における責任を果たすことにより、当組合自身の持続可能性を高めるとともに、持続可能な地域社会実現を目指し、本業である金融仲介機能に加え、さまざまな地域社会貢献活動に取り組んでまいります。

令和4年11月には「大阪協栄信用組合 SDGs宣言」を制定し、持続可能な社会の実現のための具体的取組方針を掲げています。



大阪協栄信用組合 SDGsに関する具体的な取組方針		
テーマ	取組内容	SDGs
地域経済の活性化への取組み	<ul style="list-style-type: none">創業者支援事業承継サポートマイクロ・ビジネス融資による中小事業者の支援しかしのひ活用献血運動への賛同地方公共団体への寄附会の贈呈	
地域社会の発展への取組み	<ul style="list-style-type: none">扶桑町内会役代人事報酬会の削減による紙使用量の削減扶桑町スマート街によるベーラー化の推進店舗LED照明への切り替える省エネ化ビジネスクラフトの導入	
人材育成の取組み	<ul style="list-style-type: none">各種認定試験、資格の取得奨励制度の充実女性管理職の積極的な登用	
経営体制の強化・充実	<ul style="list-style-type: none">経営基盤の強化・コンプライアンスの徹底リスク管理制度、内部監査体制の徹底コミュニケーション・マネジメント体制の強化サイバーセキュリティ対策の強化	

大阪協栄信用組合

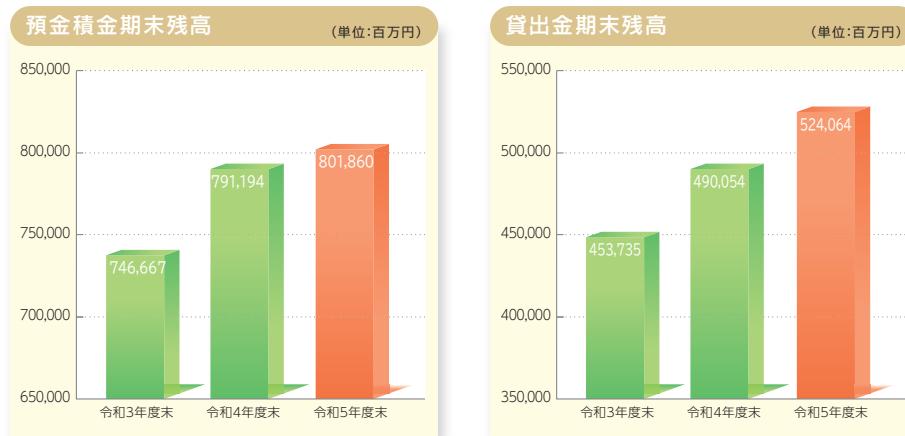
(2022.11)

本事業年度における事業の概況

当組合の令和5年度業績は、業務の合理化や事務の効率化を進め、組織態勢の整備を行った結果、次の通りとなりました。

預金・貸出金

預金積金の期末残高は、前年比106億円増加の8,018億円となり1.3%の伸び率となりました。貸出金の期末残高はお客様との対話を通じた貸出金増強に積極的に取り組んだことにより、前年比340億円増加の5,240億円、6.9%の伸び率となりました。



損益

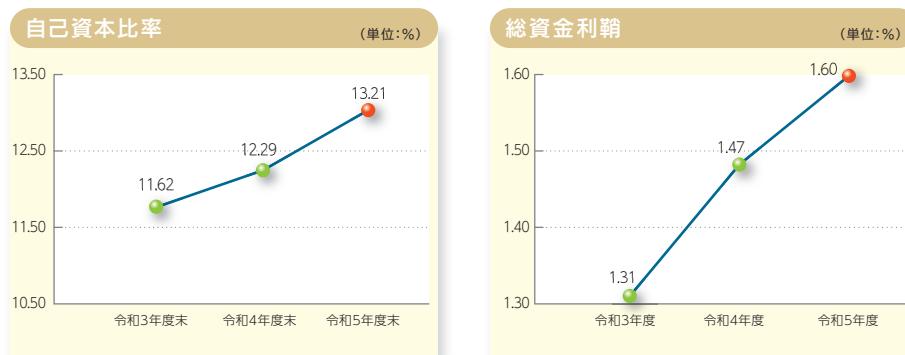
収益面におきましては、業務純益は前年比27億3,808万円増加の148億4,364万円となりました。当期純利益は前年比14億6,286万円増加の114億9,632万円となりました。



自己資本比率

金融機関の健全性の指標である自己資本比率は0.92ポイント上昇し13.21%となりました。

国内基準の4%はもとより、国際基準である8%を十分にクリアする水準を維持しています。



経理・経営内容

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額	
(資産の部)	令和4年度末	令和5年度末
現 金	5,219,335	3,985,272
預 け 金	152,282,820	154,975,606
買 入 金 錢 債 権	—	300,000
金 錢 の 信 託	410,000	694,000
有 価 証 券	236,868,425	223,974,481
国 債	101,030	100,330
地 方 債	1,210,257	1,161,601
社 債	125,002,071	120,447,972
株 式	1,981,078	4,238,652
そ の 他 の 証 券	108,573,986	98,025,925
貸 出 金	490,054,468	524,064,964
手 形 貸 付	10,093,019	5,294,799
証 書 貸 付	479,919,052	518,732,790
当 座 貸 越	42,397	37,374
そ の 他 資 産	4,033,129	4,245,082
未 決 済 為 替 貸	22,176	26,035
全 信 組 連 出 資 金	2,302,800	2,302,800
前 払 費 用	5,972	6,934
未 収 収 益	1,081,325	1,144,288
そ の 他 の 資 産	620,854	765,025
有 形 固 定 資 産	8,452,543	8,812,619
建 物	2,284,062	2,234,097
土 地	5,843,602	5,843,602
建 設 仮 勘 定	145,056	431,309
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	179,823	303,610
無 形 固 定 資 産	38,428	39,369
ソ フ ト ウ エ ア	34,360	35,300
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	4,068	4,068
繰 延 税 金 資 産	2,692,823	2,100,387
貸 倒 引 当 金	△ 11,844,402	△ 11,318,521
(うち個別貸倒引当金)	(△ 6,176,631)	(△ 4,651,665)
資 产 の 部 合 计	888,207,573	911,873,263

科 目	金 額	
(負債の部)	令和4年度末	令和5年度末
預 金 積 金	791,194,621	801,860,633
当 座 預 金	1,495,078	1,252,982
普 通 預 金	20,926,726	23,213,720
通 知 預 金	—	500,000
定 期 預 金	768,598,365	776,724,338
定 期 積 金	133,974	127,530
そ の 他 の 預 金	40,476	42,061
そ の 他 負 債	10,731,758	10,514,077
未 決 済 為 替 借	684	508
未 払 費 用	6,137,959	5,847,663
給 付 補 填 備 金	19	13
未 払 法 人 税 等	3,845,606	3,893,089
前 受 収 益	234,574	270,096
払 戻 未 済 金	83,232	83,243
払 戻 未 済 持 分	981	823
職 員 預 り 金	207,392	176,763
資 产 除 去 債 务	107,653	107,653
そ の 他 の 負 債	113,652	134,222
賞 与 引 当 金	240,000	200,000
役 員 賞 与 引 当 金	26,800	36,000
退 職 給 付 引 当 金	109,673	80,138
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	326,347	308,345
睡眠預金払戻損失引当金	485	251
偶 発 損 失 引 当 金	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債 务 保 証	—	—
負 債 の 部 合 計	802,629,685	812,999,447
(純資産の部)		
出 資 金	10,888,491	10,814,681
普 通 出 資 金	9,118,491	9,044,681
そ の 他 の 出 資 金	1,770,000	1,770,000
資 本 剰 余 金	120,213	120,213
資 本 準 備 金	—	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	120,213	120,213
利 益 剰 余 金	74,600,442	85,978,513
利 益 準 備 金	7,304,000	8,314,000
そ の 他 利 益 剰 余 金	67,296,442	77,664,513
当 期 未 処 分 剰 余 金	67,296,442	77,664,513
組 合 員 勘 定 合 計	85,609,147	96,913,407
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 31,260	1,960,408
土 地 再 評 価 差 額 金	—	—
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 31,260	1,960,408
純 資 产 の 部 合 計	85,577,887	98,873,816
負 債 及 び 純 資 产 の 部 合 計	888,207,573	911,873,263

貸借対照表の注記事項

(注記事項)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - なお、複合金融商品について、組成デリバティブを合理的に区分して測定することができない場合には当該複合金融商品全体を時価評価し評価差額を当期の損益に計上しております。
 - 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～65年
その他	3年～20年
 - 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。
 破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

全ての債権は、資産の自己査定規程の規定に基づき、一次査定を営業店等が、二次査定をプロジェクトチームにより実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、平成24年度まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能額として債権額から直接減額しておりますが、平成25年度より、担保及び保証からの回収が実質的に終了するまで直接減額を行わない方法に変更しております。

平成24年度末において直接減額していた債権のうち、当事業年度末において債権額から直接減額した金額はありません（前事業年度末は76百万円）。

 - 6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 7. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
 - 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企业年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
 - なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）
 - 年金資産の額 219,079百万円
 - 年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額 216,116百万円
 - 差引額 2,962百万円
 - (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自令和4年4月分 至令和5年3月分） 1.240%
 - (3) 補足説明
 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,094百万円及び別途積立金14,056百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間9年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金15百万円を費用処理しております。
 なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛け率を掛け金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。 - 9. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
 - 11. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、その内訳として「受入為替手数料」や「その他の役務収益」があります。
 役務取引等収益に係る履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点での収益を認識しております。また、顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で算出しております。
 - 12. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。
 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。
 - 13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。
 貸倒引当金 11,318百万円
14. その他の出資金1,770百万円は、以下の優先出資を協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条1項の規定に基づき消却したことにより、その他の出資金に振り替えたものであります。
 - 発行日 優先出資額 消却日
 - 平成14年3月14日 200百万円 平成28年10月31日
 - 平成17年3月30日 540百万円 平成28年10月31日
 - 平成22年3月31日 2,800百万円 平成30年10月31日
 15. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
 当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
 また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
 外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。
 仕組債の一部については、利息が為替の変動リスクに晒されております。
 一方、金融負債は、主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスクの管理
 当組合は、信用リスク管理方針に従い、貸出金について、個別案件ごとに財務内容、企業実態の把握、資金使途及び返済原資の確認など、キャッシュ・フロー重視の審査により与信管理の厳格化に取り組んでいます。
 これらの与信管理は、各営業店及び審査監理部が行っております。また、融資審議会を設置し合議制をとり信用リスク管理の強化に向けた厳正な審査体制を構築しております。
 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - ②市場リスクの管理
 - (i) 金利リスクの管理
 当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
 市場リスク管理方針に基づき、リスク管理委員会で実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
 日常的には、経理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感度分析等によりモニタリングを行い、四半期ごとにリスク管理委員会に報告しております。
 - (ii) 为替リスクの管理
 当組合は、為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに時価評価を行い、管理しております。
 - (iii) 個格変動リスクの管理
 有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理方針に基づき、有価証券運用基準に従い行われております。このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
 これらの情報は経理部を通じ、リスク管理委員会において定期的に報告されております。
 - (iv) 市場リスクに関する定量的情報
 当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。
 当組合は、これらの金融資産及び金融負債について、「『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）』において通貨ごとに規定された金利ショック」を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。
 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期間目に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いて算定しております。
 なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合の経済価値は、1,177百万円減少、及び下方パラレルシフト（指標金利の低下をいい、日本円金利の場合1.00%低下等、通貨ごとに低下幅が異なる）が生じた場合の経済価値は、347百万円増加するものと把握しております。
 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
 - ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
 当組合は、適時に資金管理を行なうほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって流動性リスクを管理しております。
 - (4) 金融商品の時価等に関する事項
 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
 なお、一部の金融商品については、簡単な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
 16. 金融商品の時価等に関する事項
 令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。
 また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金（※1）	154,975	155,072	97
(2)有価証券（※2） 満期保有目的の債券 その他有価証券	—	—	—
(3)貸出金（※1） 貸倒引当金（※3）	223,954 524,064 △11,318	223,954	—
(4)買入金銭債権	512,746	519,469	6,723
(5)金銭の信託	300 694	317 681	17 △12
金融資産計	892,669	899,493	6,824
(1)預金積金（※1）	801,860	808,578	6,718
金融負債計	801,860	808,578	6,718

(※1) 預け金、貸出金、預金積金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針31号 令和3年6月17日) 24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、17.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の金額)。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(4) 買入金銭債権

買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

金銭の信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを市場金利で割り引いて現在価値を算定して時価に代わる金額としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	20
組合出資金（※2）	2,302
合 計	2,322

(※1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金(全金組連出資金)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下21.まで同様であります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4)その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株 式 債	4,120百万円 39,916	2,478百万円 39,372	1,642百万円 544
国 債	100	100	0
地 方 債	1,054	1,019	34
社 債	38,761	38,252	509
そ の 他	57,555	54,572	2,983
小 計	101,592	96,422	5,169

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株 式 債	98百万円 81,793	103百万円 83,459	△5百万円 △1,666
国 債	—	—	—
地 方 債	107	110	△2
社 債	81,686	83,349	△1,663

そ の 他	40,469	41,252	△782
小 計	122,361	124,816	△2,454
合 計	223,954	221,239	2,715

(注1) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

18. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
19. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。
売却価額 売却益 売却損
9,194百万円 482百万円 306百万円

20. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

債 刊	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	10,923百万円	29,791百万円	29,977百万円	42,883百万円
地 方 債	100	—	—	—
社 債	—	761	—	400
そ の 他	10,823	29,029	29,977	42,483
合 計	17,513	66,514	51,839	60,174

21. 減損処理を行った有価証券
売買目的の有価証券以外の有価証券（市場価値のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額は、548百万円（うち、事業債501百万円、外國証券47百万円）であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、債券の場合、評価損が30%以上、株式、投資信託の場合、評価損が50%を超えた場合であります。ただし、基準未満についても発行者の財政状態等を勘案し、必要と認める場合には減損処理をしております。また、市場金利の大幅な上昇によって時価が下落し、含み損が急拡大した場合かつ時価回復が不透明な場合においては、基準未満についても保有期間中の時価の回復可能性を勘案し、必要と認める場合には減損処理をしております。

22. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

その他の金銭の信託

貸借対照表計上額

取得原価との差額

運用目的及び満期保有目的の金銭の信託の取扱いはありません。

23. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外國為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額

821百万円

5,838百万円

—百万円

5,518百万円

12,178百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができるない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形はあります。

1,564百万円

25. 有形固定資産の減価償却累計額
26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	2,708百万円
有価証券償却	938
賞与引当金	55
退職給付引当金	22
役員退職慰労引当金	85
未払事業税	260
未収利息不計上	11
その他有価証券評価差額金	682
その他	82
総計	4,847
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,309
評価性引当額小計	△1,309
総計	3,537
総計	3,537
総計	1,437
総計	1,437
純額	2,100百万円

27. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
為替決済保証金 預け金 10,000百万円
全金組連保障基金機構 預け金 722百万円
28. 出資1口当たりの純資産額は2,186円34銭であります。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	21,711,179	22,267,358
資 金 運 用 収 益	18,359,056	20,201,996
貸 出 金 利 息	14,774,073	16,590,414
預 け 金 利 息	173,128	174,172
有 価 証 券 利 息 配 当 金	3,322,766	3,336,248
そ の 他 の 受 入 利 息	89,087	101,160
役 务 取 引 等 収 益	1,312,541	1,545,629
受 入 為 替 手 数 料	11,785	13,217
そ の 他 の 役 务 収 益	1,300,755	1,532,411
そ の 他 業 务 収 益	176,872	437,762
国 債 等 債 券 売 却 益	173,805	431,416
国 債 等 債 券 償 戻 益	—	3,000
そ の 他 の 業 务 収 益	3,066	3,345
そ の 他 経 常 収 益	1,862,709	81,970
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	1,732,847	—
償 却 債 権 取 立 益	—	0
株 式 等 売 却 益	56,318	51,442
金 銭 の 信 託 運 用 益	25,304	7,675
そ の 他 の 経 常 収 益	48,238	22,852
経 常 費 用	7,927,977	6,879,117
資 金 調 達 費 用	3,013,409	3,070,018
預 金 利 息	3,009,140	3,066,175
給 付 対 債 債 金 繰 入 額	10	17
そ の 他 の 支 払 利 息	4,257	3,825
役 务 取 引 等 費 用	154,360	247,069
支 払 為 替 手 数 料	1,816	1,698
そ の 他 の 役 务 費 用	152,543	245,370
そ の 他 業 务 費 用	2,349,810	809,213
国 債 等 債 券 売 却 損	150,000	260,948
国 債 等 債 券 償 戻 損	—	—
国 債 等 債 券 償 却	2,199,621	548,222
そ の 他 の 業 务 費 用	188	43
経 費	2,326,389	2,373,499
人 件 費	1,519,588	1,450,300
物 件 費	719,193	819,140
税 金	87,608	104,058
そ の 他 経 常 費 用	84,007	379,315
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	293,214
株 式 等 売 却 損	50,222	50,054
そ の 他 資 産 償 却	30,784	33,530
そ の 他 の 経 常 費 用	3,000	2,516
経 常 利 益	13,783,202	15,388,241

科 目	令和4年度	令和5年度
特 別 利 益	—	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—
特 別 損 失	182	16,265
固 定 資 産 処 分 損	182	16,265
税 引 前 当 期 純 利 益	13,783,019	15,371,975
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,005,735	4,050,089
法 人 税 等 調 整 額	△ 256,173	△ 174,439
法 人 税 等 合 計	3,749,562	3,875,650
当 期 純 利 益	10,033,457	11,496,325
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	57,262,985	66,168,187
優 先 出 資 消 却 積 立 金 取 崩 額	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	—	—
自 己 優 先 出 資 消 却 額 (△)	—	—
当 期 未 処 分 剰 余 金	67,296,442	77,664,513

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当りの当期純利益 252円9銭

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第73期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和6年6月24日

大阪協栄信用組合
理事長 船曳 真吾

監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりませんので、会計監査人による会計監査の義務付けはありませんが、「ネクサス監査法人」による監査を受けております。

経理・経営内容

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度
当期未処分剰余金	67,296,442	77,664,513
積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	1,128,255	1,267,726
利益準備金	1,010,000	1,150,000
普通出資に対する配当金	118,255	117,726
	(年1.3%の割合)	(年1.3%の割合)
繰越金(当期末残高)	66,168,187	76,396,786

経費の内訳

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度
人件費	1,519,588	1,450,300
報酬給料手当	1,183,390	1,114,946
退職給付費用	62,436	58,580
その他	273,761	276,774
物件費	719,193	819,140
事務費	171,163	203,436
固定資産費	175,411	182,217
事業費	103,482	144,996
人事厚生費	17,445	10,095
有形固定資産償却	130,976	154,816
無形固定資産償却	17,193	15,909
その他	103,521	107,668
税金	87,608	104,058
経費合計	2,326,389	2,373,499

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度
資金運用収益	18,359,056	20,201,996
資金調達費用	3,012,247	3,067,954
資金運用収支	15,346,809	17,134,042
役務取引等収益	1,312,541	1,545,629
役務取引等費用	154,360	247,069
役務取引等収支	1,158,180	1,298,560
その他業務収益	176,872	437,762
その他業務費用	2,349,810	809,213
その他の業務収支	△ 2,172,938	△ 371,451
業務粗利益	14,332,052	18,061,150
業務粗利益率	1.68%	2.02%
業務純益	12,105,558	14,843,646
実質業務純益	12,105,558	15,842,731
コア業務純益	14,281,374	16,217,484
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	14,281,374	16,217,484

- (注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（令和4年度1,162千円、令和5年度2,064千円）を控除して表示しております。
 2. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定計平均残高 × 100
 3. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 4. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 5. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

役務取引の状況

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度
役務取引等収益	1,312,541	1,545,629
受入為替手数料	11,785	13,217
その他の受入手数料	1,300,720	1,532,394
その他の役務取引等収益	34	17
役務取引等費用	154,360	247,069
支払為替手数料	1,816	1,698
その他の支払手数料	151,282	244,320
その他の役務取引等費用	1,260	1,050



自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項目	令和4年度末	令和5年度末
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	85,490,892	96,795,681
うち、出資金及び資本剰余金の額	11,008,704	10,934,894
うち、利益剰余金の額	74,600,442	85,978,513
うち、外部流出予定期(△)	118,255	117,726
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,667,770	6,666,855
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5,667,770	6,666,855
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	91,158,663	103,462,537
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額	27,745	28,424
うち、のれんに係るもの	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	27,745	28,424
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数组出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(口)	27,745	28,424
自己資本		
自己資本の額((イ)-(口))(ハ)	91,130,917	103,434,112
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	712,741,580	751,658,573
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△3,663,302	△2,272,184
うち、他の金融機関等向けエクスポート	△3,663,302	△2,272,184
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	28,478,786	31,242,635
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(二)	741,220,367	782,901,209
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	12.29%	13.21%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

経理・経営内容

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	18,246,822	18,106,340	19,219,308	21,711,179	22,267,358
経常利益	6,476,531	8,425,274	13,192,866	13,783,202	15,388,241
当期純利益	4,364,831	5,522,954	9,767,660	10,033,457	11,496,325
預金積金残高	719,121,262	728,809,358	746,667,015	791,194,621	801,860,633
貸出金残高	422,776,028	427,862,835	453,735,954	490,054,468	524,064,964
有価証券残高	232,644,283	241,337,131	237,812,541	236,868,425	223,974,481
総資産額	785,522,079	809,998,600	836,761,324	888,207,573	911,873,263
純資産額	56,653,498	71,612,003	79,069,498	85,577,887	98,873,816
自己資本比率(単体)	9.92%	10.77%	11.62%	12.29%	13.21%
出資総額	11,234,807	11,113,508	10,960,606	10,888,491	10,814,681
出資総口数	47,324,039□	46,717,542□	45,953,033□	45,592,457□	45,223,408□
出資に対する配当金	120,251	120,041	119,360	118,255	117,726
職員数	205人	198人	189人	176人	158人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	令和4年度	851,848百万円	18,359,056千円	2.15%
	令和5年度	889,964	20,201,996	2.26
うち 貸出金	令和4年度	468,257	14,774,073	3.15
	令和5年度	506,694	16,590,414	3.27
うち 預け金	令和4年度	140,353	173,128	0.12
	令和5年度	149,406	174,172	0.11
うち 有価証券	令和4年度	240,933	3,322,766	1.37
	令和5年度	231,408	3,336,248	1.44
資金調達勘定	令和4年度	764,101	3,012,247	0.39
	令和5年度	793,429	3,067,954	0.38
うち 預金積金	令和4年度	764,183	3,009,151	0.39
	令和5年度	793,772	3,066,192	0.38
うち 譲渡性預金	令和4年度	—	—	—
	令和5年度	—	—	—
うち 借用金	令和4年度	—	—	—
	令和5年度	—	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度6百万円、令和5年度7百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和4年度294百万円、令和5年度533百万円)及び利息(令和4年度1,162千円、令和5年度2,064千円)を、それぞれ控除して表示しております。

総資産利益率

(単位：%)

区分	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	1.61	1.71
総資産当期純利益率	1.17	1.28

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

総資金利鞘等

(単位：%)

区分	令和4年度	令和5年度
資金運用利回(a)	2.15	2.26
資金調達原価率(b)	0.68	0.66
総資金利鞘(a-b)	1.47	1.60

(注) 1. 資金運用利回=資金運用収益／資金運用勘定平均残高×100
2. 資金調達原価率=資金調達費用-金銭の信託運用見合費用+経費／資金調達勘定平均残高×100

先物取引の時価情報

該当事項なし

先物取引：取引所に上場された定形商品で、将来の一定期日における価格を現時点において売買する取引のこと。

オフバランス取引の状況

該当事項なし

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

満期保有目的の債券

該当事項なし

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和4年度末			令和5年度末		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,868	1,509	359	4,120	2,478	1,642
	債券	49,358	48,798	560	39,916	39,372	544
	国債	101	100	0	100	100	0
	地方債	1,210	1,159	51	1,054	1,019	34
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	48,047	47,538	508	38,761	38,252	509
	その他	40,029	37,350	2,679	57,555	54,572	2,983
小計		91,256	87,657	3,598	101,592	96,422	5,169
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	92	106	△ 13	98	103	△ 5
	債券	76,954	78,919	△ 1,964	81,793	83,459	△ 1,666
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	107	110	△ 2
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	76,954	78,919	△ 1,964	81,686	83,349	△ 1,663
	その他	68,544	70,207	△ 1,663	40,469	41,252	△ 782
小計		145,591	149,233	△ 3,641	122,361	124,816	△ 2,454
合計		236,848	236,891	△ 43	223,954	221,239	2,715

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

		令和4年度末	令和5年度末
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式		—	—
関連法人等株式		—	—
非上場株式		20	20
組合出資金		2,302	2,302
合計		2,322	2,322

(注) 1. 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 組合出資金(全信組合出資金)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

経理・経営内容

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

(単位：百万円)

令和4年度末					令和5年度末				
貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超えるもの	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超えないもの	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超えるもの	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超えないもの
410	410	—	—	—	694	694	—	—	—

その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
外 国 為 替 売 買 益	—	—
商 品 有 価 証 券 売 買 益	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	173	431
国 債 等 債 券 償 還 益	—	3
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	3	3
そ の 他 業 務 収 益 合 計	176	437

1店舗当たりの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区分	令和4年度末	令和5年度末
1店舗当たりの預金残高	56,513	57,275
1店舗当たりの貸出金残高	35,003	37,433

預貸率及び預証率

(単位：%)

区分	令和4年度	令和5年度
預貸率	(期末)	61.93
	(期中平均)	61.27
預証率	(期末)	29.93
	(期中平均)	31.52

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

職員1人当たりの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区分	令和4年度末	令和5年度末
職員1人当たりの預金残高	4,495	5,075
職員1人当たりの貸出金残高	2,784	3,316

資金調達・資金運用

資金調達

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	21,255	2.7	24,016	3.0
定期性預金	742,927	97.2	769,755	96.9
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	764,183	100.0	793,772	100.0

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区分	令和4年度末		令和5年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	766,279	96.9	774,430	96.6
法人	24,914	3.1	27,430	3.4
一般法人	24,902	3.1	27,426	3.4
金融機関	10	0.0	3	0.0
公金	2	0.0	—	—
合 計	791,194	100.0	801,860	100.0

財形貯蓄残高

該当事項なし

定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区分	令和4年度末	令和5年度末
固定金利定期預金	768,598	776,724
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	—	—
合 計	768,598	776,724

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
手形貸付	10,162	2.1	8,758	1.7
証書貸付	458,051	97.8	497,896	98.2
当座貸越	43	0.0	39	0.0
割引手形	—	—	—	—
合 計	468,257	100.0	506,694	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	3,469	1.4	100	0.0
地方債	1,106	0.4	1,143	0.4
短期社債	—	—	—	—
社債	122,981	51.0	126,431	54.6
株式	1,531	0.6	2,451	1.0
外国証券	93,854	38.9	85,197	36.8
その他の証券	17,990	7.4	16,083	6.9
合 計	240,933	100.0	231,408	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定めの ないもの
国債	令和4年度末	—	101	—	—	—
	令和5年度末	100	—	—	—	—
地方債	令和4年度末	—	220	557	432	—
	令和5年度末	—	761	—	400	—
短期社債	令和4年度末	—	—	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—	—	—
社債	令和4年度末	13,746	34,866	28,115	43,371	4,901
	令和5年度末	10,823	29,029	29,977	42,483	8,133
株式	令和4年度末	—	—	—	—	1,981
	令和5年度末	—	—	—	—	4,238
外国証券	令和4年度末	8,185	37,108	25,497	18,647	—
	令和5年度末	6,589	36,723	21,862	17,290	—
その他の証券	令和4年度末	—	—	—	—	19,136
	令和5年度末	—	—	—	—	15,559
合 計	令和4年度末	21,931	72,296	54,169	62,451	26,019
	令和5年度末	17,513	66,514	51,839	60,174	27,931

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区分	金額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和4年度末	141	0.0
	令和5年度末	533	0.1
有価証券	令和4年度末	0	0.0
	令和5年度末	0	0.0
動産	令和4年度末	0	0.0
	令和5年度末	0	0.0
不動産	令和4年度末	226,911	46.3
	令和5年度末	238,108	45.4
その他	令和4年度末	0	0.0
	令和5年度末	0	0.0
小計	令和4年度末	227,053	46.3
	令和5年度末	238,642	45.5
信用保証協会・信用保険	令和4年度末	8,437	1.7
	令和5年度末	10,278	1.9
保証	令和4年度末	249,990	51.0
	令和5年度末	267,430	51.0
信用	令和4年度末	4,572	0.9
	令和5年度末	7,714	1.4
合計	令和4年度末	490,054	100.0
	令和5年度末	524,064	100.0

資金運用

貸出金利区分別残高

(単位：百万円)

区分	令和4年度末	令和5年度末
固定金利貸出	48,187	53,355
変動金利貸出	441,867	470,709
合計	490,054	524,064

貸出金償却額

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	—	—

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区分	令和4年度末		令和5年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	41,468	8.4	54,485	10.4
設備資金	448,586	91.5	469,579	89.6
合計	490,054	100.0	524,064	100.0

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項目	令和4年度末		令和5年度末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	5,667	266	6,666	999
個別貸倒引当金	6,176	△1,998	4,651	△1,524
貸倒引当金合計	11,844	△1,732	11,318	△525

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりますので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業種別	令和4年度末		令和5年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	1,554	0.3	1,627	0.3
農業、林業	100	0.0	95	0.0
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	5,516	1.1	5,598	1.1
電気、ガス、熱供給、水道業	986	0.2	480	0.1
情報通信業	543	0.1	721	0.1
運輸業、郵便業	994	0.2	492	0.1
卸売業、小売業	8,277	1.7	8,641	1.6
金融業、保険業	788	0.2	1,965	0.4
不動産業	381,033	77.8	415,534	79.3
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	449	0.1	534	0.1
宿泊業	17,914	3.7	21,103	4.0
飲食業	5,776	1.2	3,115	0.6
生活関連サービス業、娯楽業	17,030	3.5	15,661	3.0
教育、学習支援業	203	0.0	375	0.1
医療、福祉	2,354	0.5	3,615	0.7
その他のサービス	39,448	8.0	38,396	7.3
その他の産業	0	0.0	0	0.0
小計	482,971	98.6	517,960	98.8
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	7,083	1.4	6,104	1.2
合計	490,054	100.0	524,064	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	1,528	518	1,010	100.0	100.0
	令和5年度	821	194	627	100.0	100.0
危険債権	令和4年度	7,077	1,911	5,166	100.0	100.0
	令和5年度	5,838	1,813	4,024	100.0	100.0
要管理債権	令和4年度	2,720	1,289	782	76.1	54.6
	令和5年度	5,518	1,106	1,586	48.8	35.9
三月以上延滞債権	令和4年度	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和4年度	2,720	1,289	782	76.1	54.6
	令和5年度	5,518	1,106	1,586	48.8	35.9
小計		令和4年度 11,327	3,719	6,958	94.2	91.4
		令和5年度 12,178	3,114	6,238	76.8	68.8
正常債権		令和4年度 479,160				
		令和5年度 512,376				
合計		令和4年度 490,487				
		令和5年度 524,554				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。



法令遵守の態勢

■法令遵守態勢

当組合では社会的規範の遵守、すなわち「コンプライアンス」の徹底を期すため、役職員としてるべき行為、規範を平易に解説したコンプライアンスマニュアルを制定し、全役職員に配信・周知するとともに各本支店で研修を実施いたしております。

今後ともコンプライアンス態勢の整備、研修の継続実施、監査部監査の実施等、法令等遵守に関する事前・事後チェック機能の充実と強化に努めてまいります。

■マネー・ローンダーリング、テロ資金供与及び拡散金融リスク対策

ポリシー

当組合は、マネー・ローンダーリング、テロ資金供与及び拡散金融に係るリスク（以下マネロン等リスクという）に対し、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、実効性のある管理制度を確立します。

(1) 経営陣の関与

経営陣はマネロン等リスクが経営上重大なリスクになり得るとの理解のもと、一元的なリスク防止態勢が機能していることを検証し、必要に応じて見直しを指示するなどその対策計画策定に積極的に関与します。

(2) リスクの特定・評価

当組合は、自らが提供する商品・サービス（新たな商品・サービスを含む）、取引形態や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを類型化したうえで特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(3) 顧客管理

適切な取引時確認を実施し、顧客の属性や取引に即した顧客管理を行います。また、顧客取引記録の定期的な調査・分析を行い、対応策を見直します。

(4) 疑わしい取引の届け出

日常的な業務やモニタリングで判明した疑わしい取引については、適切に当局へ届出を行うとともに、必要に応じて届出の状況等をリスク管理態勢の強化に活用します。

(5) 役職員の研修

適切かつ継続的な研修等を行い、役職員のマネロン等リスクに対する知識・理解を深め、専門性・適合性等の維持・向上を図ります。

(6) 遵守状況の監査

マネロン等リスク防止に係る遵守状況について、独立した監査部による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえ、さらなる態勢改善に努めます。

報酬体系について

■対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位（在任年数）等を、各理事の賞与額については、前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。

各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

(イ) 決定方法 (ロ) 算定基準

(2) 役員に対する報酬

（単位：百万円）

区分	当年度中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	80	200
監事	9	30
合計	89	230

（注）1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「付属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事12名、監事2名です（退任役員を含む）。
3. 使用人兼務理事5名の使用人部分の報酬（賞与を含む）は23百万円です。
4. 上記以外に支払った役員賞与金は理事57百万円、監事3百万円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

■対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員及び当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職給与規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

リスク管理態勢 一定性的事項

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・証券化エクスポートジャーマーに関する事項
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資その他これに類するエクスポートジャーマー又は株式等エクスポートジャーマーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

発行主体	大阪協栄信用組合	
資本調達手段の種類	普通出資	その他の出資金
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	9,044百万円	1,770百万円

(注) 当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまでに内部保留による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させて、経営の健全性・安全性を十分保つていると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク 管理の方針	<p>信用リスクとは、信用供与先の経営悪化等により貸出資産の価値が減少ないし消失し、当組合が損失を被るリスクを言います。</p> <p>当組合は資産の健全性維持、確保の観点から「安全性」「収益性」「公共性」「流動性」の原則に則り、財務内容、企業実態の把握、資金使途及び返済原資の確認など、キャッシュフロー重視の審査により、個別審査の厳格化に取組みます。</p> <p>また、信用リスク管理の基本原則を定めたクレジットポリシーを制定し、全職員に徹底を図ることにより、信用リスク管理態勢を整備します。</p>
管理態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1. 段階的権限枠を定め、融資先への迅速な対応に努めるとともに、大口案件については、融資審議会を設置して合議制を敷く等、信用リスク管理の強化に向けた厳正な審査態勢を構築することとします。 2. 融資実行後においても、融資先の定期的フォローアップを年1回以上の貸出資産検討会を実施して中間管理を行い、信用リスクの回避に努めることとします。 3. 内外の各種研修を通じ、職員の審査能力向上を図り、当組合全体の信用リスク管理におけるレベルアップに努めています。 4. 個別案件ごとの審査とは別に、自己責任原則のもと、資産の自己査定を実施するとともに、査定結果に基づいて管理部門が適正な償却、引当を行い、資産の健全化の確保に努めます。 5. なお、上記の信用リスク管理方針を見直す場合は、理事会において具体的な信用リスク管理办法の説明を行い、見直す内容について各理事の理解を得ることとします。
評価・計測	信用リスクの評価は、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

■貸倒引当金の計算基準

信用コストである貸倒引当金は、債権（貸出金及び貸出金に準ずる債権）を対象として、資産の自己査定結果に基づき貸倒れ等の実態を踏まえ将来の予想損失額を適時かつ適正に見積り計上しております。

(一般貸倒引当金)

正常先に対する債権及び要注意先、要管理先に対する債権について、自己査定結果に基づき債務者区分毎に、貸倒実績率に基づいた損失率を算出し、これに将来発生が見込まれる損失による修正を加えて予想損失率を求めて、これを債務者区分毎の債権額に乗じて算出しています。

(個別貸倒引当金)

自己査定結果に基づき「破綻懸念先」「実質破綻先」及び「破綻先」に区分した債権は、個別債務者ごとに債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額を除いた全額を貸倒引当金としています。

なお、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

- ・株式会社格付投資情報センター
- ・株式会社日本格付研究所
- ・ムーディーズ・インベスター・サービス・インク

■エクスポートジャーマーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポートジャーマーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合は、融資の取上げに際し、資金用途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断を行なっており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいたいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当組合の手続きに基づき法的に有効である旨確認の上、適切に取扱っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券など、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証など、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」などが該当します。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

●証券化エクスポートジャーマーに関する事項

該当事項なし

経営内容

●オペレーション・リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	<p>オペレーション・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、または外部要因によって生じる損失に関するリスクをいう。</p> <p>当組合は、オペレーション・リスクが複合的な形で存在することがあることを十分に認識し、評価・コントロール・モニタリングのための効果的な組織・態勢を整備すること、リスクの顕在化に備えて事故処理態勢・緊急時態勢を整備すること等を基本原則としてオペレーション・リスク管理の向上に取組んでおります。</p>
管理 態 勢	<p>当組合は、オペレーション・リスクを事務リスク、システムリスク、風評リスクとし、リスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、適切に管理しております。</p>
評価・計測	<p>事務リスクは、事務取扱規程等を整備し、正確・迅速な事務処理態勢を整備するとともに、現金・重要印刷物等の取扱いを厳格に行っております。</p> <p>システム（勘定系）は、全国の信用組合が加盟する共同オンラインシステム（信組情報サービス株式会社）を利用しています。コンティングエンシープラン等、システムの事故対策を講じることによりリスク管理を行っております。</p> <p>風評リスクにつきましては、ディスクローズを適正に行うとともに、初期対応を的確に行いその影響を最小限にとどめるための態勢整備に取組んでおります。</p>

■オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	<p>出資その他これに類するエクspoージャーとは、貸借対照表上の「その他資産」に計上されている全信組連出資金等の出資金です。</p> <p>株式等エクspoージャーとは、有価証券の運用の一環として、上場株式、非上場株式、上場投資信託、非上場投資信託があります。</p>
管理 態 勢	<p>出資金及び非上場株式の一部は、当組合の経営上、連携を図る目的で保有するものであり、それぞれ毎期の決算書類の分析により業況を管理しております。</p> <p>それ以外の保有は、有価証券運用の中で中長期的な運用目的で保有するものであり、市場リスク管理の中で適切に管理しております。</p>
評価・計測	<p>「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。</p>

●金利リスクに関する事項

1. 「リスク管理の方針及び手続きに関する事項」

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、金利の変動により損失を被るリスクで、「資産」と「負債」の経済的価値が変動することで損失を被るリスクをいい、当組合は、市場リスク管理において、金利リスクと株価変動リスクを適切にコントロールしております。

また、銀行勘定の金利リスクについては、「銀行勘定金利リスク計測基準」を定め、定期的に計測し管理しております。

(2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

市場リスク管理の中で、有価証券運用に伴う金利リスクや株価変動リスクについては、「有価証券運用基準」を定め、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

(3) 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で銀行勘定の金利リスクを計測しています。

(4) ヘッジ等金利リスクの削減方法に関する説明

有価証券運用に伴う金利リスクについては、「有価証券運用基準」を定め、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。また、銀行勘定の金利リスク量及びリスク量の最大値の自己資本に対する割合については、四半期ごとにリスク管理委員会で報告し、管理しております。

2. 「金利リスクの算定手法の概要」

(1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.5年です。

(3) 流動性預金への満期の割当ての方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(4) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期預金早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(5) 複数の通貨の集計方法及びその前提

当期は複数の通貨による運用はしておりません。

(6) スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュフローを含めるか否か等）

スプレッドは考慮しておりません。

(7) 内部モデルの使用等、△EVE 及び△NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

(8) 前事業年度末の開示からの変動に関するその他の説明

当期末の△EVEは33億円(前期末比△1,216百万円)、△NIIは33億円(前期末比+255百万円)となり、大きな変動はありません。

(9) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である20%に対し、問題のない水準となっております。

リスク管理態勢

一定量的事項

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の構成に関する事項P.11をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャー及び証券化エクスポートージャーを除く）
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポートージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等エクスポートージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項…該当事項なし
- ・金利リスクに関する事項…P.20をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度末		令和5年度末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	712,741	28,509	751,658	30,066
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポートージャー	716,374	28,654	753,930	30,157
(i)ソブリン向け	1,167	46	1,149	45
(ii)金融機関向け	76,824	3,072	75,351	3,014
(iii)法人等向け	130,370	5,214	122,318	4,892
(iv)中小企業等・個人向け	1,091	43	196	7
(v)抵当権付住宅ローン	266	10	255	10
(vi)不動産取得等事業向け	452,115	18,084	493,582	19,743
(vii)三月以上延滞等	273	10	25	1
(viii)出資等	19,094	763	16,965	678
出資等のエクスポートージャー	19,094	763	16,965	678
重要な出資のエクスポートージャー	—	—	—	—
(ix)他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートージャー	16,729	669	24,856	994
(x)信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポートージャー	2,302	92	2,302	92
(xi)その他	16,139	645	16,926	677
②証券化エクスポートージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 3,633	△ 145	△ 2,272	△ 90
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポートージャー	—	—	—	—
□. オペレーションル・リスク	28,478	1,139	31,242	1,249
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+□)	741,220	29,648	782,901	31,316

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポートージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポートージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポートージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
6. オペレーションル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\text{（オペレーションル・リスク（基礎的手法）の算定方法）} \\ \text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\% \\ \text{-----} \div 8\% \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

(単位：百万円)

エクspoージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクspoージャー期末残高								三月以上延滞 エクspoージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引			
	令和4年度末	令和5年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和4年度末	令和5年度末
国内内	828,943	856,599	490,487	524,554	147,249	140,550	—	—	985	601
国外外	71,149	64,631	—	—	71,149	64,631	—	—	—	—
地域別合計	900,093	921,231	490,487	524,554	218,399	205,182	—	—	985	601
製造業	34,723	33,785	1,556	1,629	32,716	31,206	—	—	—	—
農業、林業	100	95	100	95	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	96	96	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	6,559	6,625	5,558	5,624	1,000	1,001	—	—	412	—
電気、ガス、熱供給、水道業	19,813	15,593	987	480	18,826	15,112	—	—	187	164
情報通信業	5,772	5,215	606	811	5,166	4,262	—	—	—	—
運輸業、郵便業	14,280	11,074	994	493	13,241	10,536	—	—	—	—
卸売業、小売業	20,034	19,881	8,328	8,680	11,706	11,201	—	—	—	—
金融業、保険業	275,549	276,469	793	1,976	118,650	114,807	—	—	—	—
不動産業	409,294	440,585	381,627	416,145	10,208	10,399	—	—	319	354
物品賃貸業	500	500	—	—	500	500	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1	47	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	17,924	21,119	17,924	21,119	—	—	—	—	66	—
飲食業	5,783	3,122	5,783	3,122	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	18,906	17,411	18,406	16,910	500	500	—	—	—	—
教育、学習支援業	203	375	203	375	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	2,356	3,619	2,356	3,619	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	39,345	38,377	38,592	37,728	752	648	—	—	—	82
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	5,126	5,005	—	—	5,126	5,005	—	—	—	—
個人	6,667	5,739	6,667	5,739	—	—	—	—	—	—
その他の他	17,049	16,492	0	0	—	—	—	—	—	—
業種別合計	900,093	921,231	490,487	524,554	218,399	205,182	—	—	985	601
1年以下	142,602	134,814	18,854	23,521	21,958	17,507	—	—	—	—
1年超3年以下	67,982	64,171	27,812	25,280	40,169	38,890	—	—	—	—
3年超5年以下	40,464	38,489	8,183	10,810	32,281	27,678	—	—	—	—
5年超7年以下	32,807	38,344	8,678	9,434	23,719	27,893	—	—	—	—
7年超10年以下	61,098	54,812	29,521	30,336	31,577	24,476	—	—	—	—
10年超	461,005	485,577	397,418	425,152	63,586	60,425	—	—	—	—
期間の定めのないもの	77,082	88,528	18	18	5,105	8,311	—	—	—	—
その他の他	17,049	16,491	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	900,093	921,231	490,487	524,554	218,399	205,182	—	—	985	601

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクspoージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や機関に分類することが困難なエクspoージャーです。具体的には有形・無形固定資産、その他の資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれおりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については、P.16の「貸倒引当金の内訳」及び次頁の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等」に記載しております。

経営内容

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業種別	個別貸倒引当金											
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		貸出金償却	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	235	238	238	56	—	—	235	238	238	56	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	187	187	187	164	—	—	187	187	187	164	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	525	511	511	12	—	492	525	18	511	12	—	—
卸売業、小売業	14	8	8	8	—	—	14	8	8	8	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	3,316	2,323	2,323	1,764	—	262	3,316	2,060	2,323	1,764	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	1,896	2,446	2,446	2,311	—	64	1,896	2,381	2,446	2,311	—	—
飲食業	3	5	5	—	—	—	3	5	5	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	1,884	—	—	186	—	—	1,884	—	—	186	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	110	454	454	147	—	—	110	454	454	147	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
合計	8,175	6,176	6,176	4,651	—	819	8,175	5,357	6,176	4,651	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクspoージャーの額			
	令和4年度末		令和5年度末	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	1,162	11,722	1,132	9,346
10%	1,320	261	1,223	180
20%	48,637	152,420	46,648	156,073
35%	—	760	—	728
40%	7,548	—	6,946	—
50%	83,278	2	67,490	34
70%	20,733	—	19,232	—
75%	—	579	—	262
100%	31,241	505,941	26,515	547,166
120%	9,325	—	7,924	—
150%	601	—	601	—
200%	—	—	—	—
250%	19,657	2,691	24,762	2,855
270%	2,207	—	2,104	—
合計	225,713	674,380	204,582	716,649

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておません。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー (単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和4年度末	令和5年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和4年度末	令和5年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	—	139	534	7,414	—	—	—
①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	20	27	986	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	25	18	150	—	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	1	1	—	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	93	487	6,276	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—	—
⑧その他	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクspoージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクspoージャー）を含みません。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

●証券化エクspoージャーに関する事項

該当事項なし

経営内容

出資等エクスポートに関する事項

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	令和4年度末		令和5年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	15,866	15,866	13,864	13,864
非上場株式等	7,553	7,553	8,535	8,535
合計	23,419	23,419	22,400	22,400

(注) 本項目の記載対象となるエクスポートには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

●出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
売却益	228	475
売却損	189	305
償却	315	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	2,022	3,154

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、『子会社株式及び関連会社の評価損益』です。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに関する事項

該当事項なし

IRRBB 1 : 金利リスク

項目番号	説明	イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和4年度末	令和5年度末	令和4年度末	令和5年度末
1	上方パラレルシフト	2,525	1,177	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	3,104	3,359
3	ステイープ化	4,614	3,398	—	—
4	フラット化	—	—	—	—
5	短期金利上昇	—	—	—	—
6	短期金利低下	—	—	—	—
7	最大値	4,614	3,398	3,104	3,359
		ホ		ヘ	
		令和4年度末		令和5年度末	
8	自己資本の額	91,130		103,434	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

国際業務

外国為替取扱高

該当事項なし

外貨建資産残高

該当事項なし

証券業務

公共債引受額

該当事項なし

公共債窓販実績

該当事項なし

●主要な事業の内容

- A. 預金業務
 - (イ)預金・定期積金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金等を取り扱っております。
 - (ロ)譲渡性預金
取り扱っておりません。
- B. 貸出業務
 - (イ)貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
 - (ロ)手形の割引
商業手形の割引を取り扱っております。
- C. 商品有価証券売買業務
取り扱っておりません。
- D. 有価証券投資業務
預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- E. 内国為替業務
送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。
- F. 外国為替業務
取り扱っておりません。
- G. 社債受託及び登録業務
取り扱っておりません。
- H. デリバティブ取引等の受託等業務
取り扱っておりません。
- I. 附帯業務
 - (イ)債務の保証業務
 - (ロ)有価証券の貸付業務
 - (ハ)国債等の引受け及び引受けの募集の取扱業務
 - (ニ)代理業務
 - (ア)全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務
 - (ブ)独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
 - (シ)日本銀行の歳入取次業務
 - (ド)地方公共団体の公金取扱業務
 - (エ)株式払込みの受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
 - (オ)保護預り及び貸金庫業務

手数料一覧表

(令和6年4月1日現在)

為替手数料	種類	料金	ATM	
振込 (1件)	当組合本支店 他行宛	自店宛・他店宛 電信扱・文書扱	660円 990円	440円 770円
代金取立 (1通)	電子交換・個別取立	当組合本支店 (自店宛・他店宛) 他行	0円 950円	ATM設置店舗 神戸営業部のみ
その他	振込の組戻料 取立手形の組戻料 不渡手形の返却料 取立手形の店頭呈示料	(1件) (1通) (1通) (1通)	990円 940円 940円 990円	
種類	料金			
当座預金	小切手帳 約束手形帳 マル専口座取扱手数料(割賦販売通知書1枚につき) マル専手形	1冊(50枚) 1冊(50枚) (割賦販売通知書1枚につき) (1枚につき)	11,000円 11,000円 6,600円 1,100円	
	自己宛小切手	発行1枚につき	550円	
	通帳証書等再発行		1,100円	
	証明書発行手数料 (残高証明書・融資証明書・その他証明書)	定型様式 定型外様式	1,100円 2,200円	
取引履歴照会事務手数料	依頼日より遡って3ヶ月以内の取引		無料	
	依頼日より遡って3ヶ月超5年以内の取引		1,650円	
	依頼日より遡って5年超10年以内の取引		3,300円	
全自動貸金庫手数料 (年間手数料)	本店営業部、阿倍野支店 (小型: 16,500円、大型: 26,400円)			
保護函手数料(年間手数料)		13,200円		
両替手数料 ※窓口および涉外扱いで紙幣・硬貨の両替	両替枚数			
※ご持参金種又はご希望金種のいずれか多い方の合計枚数	1~50枚	220円		
※口座へご入金後、当日直ちにお払戻しになる場合も対象	51~500枚	770円		
※金種を指定したご出金(同一金種10枚を超えるもの)も対象	501枚~1,000枚	1,540円		
【無料のお取扱い】 ・汚損した紙幣・硬貨の同一金種への両替のお取扱いにつきましては、無料とさせて頂きます。	(以降500枚ごとに)	(770円を加算)		
硬貨取扱手数料 ※1日に複数回に分けてご入金される場合は、合算した硬貨枚数に応じて手数料を頂きます。	取扱枚数			
※硬貨算定後にご入金を取りやめる場合や変更される場合も手数料を頂きます。	1~100枚	無料		
※手数料はご入金またはお振込みする硬貨とは別にご用意ください。	101~300枚 301~500枚 501~1,000枚 (以降500枚ごとに)	550円 1,100円 2,200円 (1,100円を加算)		
未利用口座管理手数料(年間手数料)		1,320円		
融資関係手数料	種類	料金		
不動産担保事務手数料 (融資一案件につき)	担保物件が1箇所のとき	55,000円		
	担保物件が1箇所のとき(近畿2府4県以外)	110,000円		
	担保物件の追加1箇所ごとに	22,000円		
不動産担保抹消事務手数料(抹消時、一物件ごとに)		11,000円		
電子契約手数料 (融資一案件につき)	融資実行時	5,500円		
	条件変更時※融資実行後1年内は無料	1,100円		
住宅ローン	返済方法の変更	11,000円		
	一部繰上償還	11,000円		
	全額繰上償還	55,000円		

代理貸付残高の内訳

該当事項なし

当組合の子会社

該当事項なし

(注) 上記「子会社」は協同組合による金融事業に関する法律第4条の2(信用協同組合の子会社の範囲等)に規定する会社です。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初債務者数 (A)	うち経営改善支援取組み先 (α)			経営改善支援取組み率 (α / A)	ランクアップ率 (β / α)	再生計画策定期率 (δ / α)
	α のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 (β)	α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 (γ)	α のうち再生計画を策定した先数 (δ)			
89	10	1	9	11.2	10.0	10.0

(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2. 期初債務者数は令和5年4月当初の債務者数です。

3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4. 「 α （アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β （ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含みますが β には含んでおりません。

5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ （ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ （デルタ）」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

● 「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、平成25年12月、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は本ガイドラインを尊重し遵守するための体制整備を行い、独自に経営者に依存しない融資の対応を行って参りました。

また、令和4年12月「経営者保証改革プログラム」の公表及び令和5年4月の金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正を踏まえ、今後、当組合は経営者保証に依存しない融資を一層進めて参ります。

なお、経営者保証（個人保証）の取り入れを行う場合は、下記のとおりとします。

1. 保証金額の設定…不動産担保を取り入れる場合は融資額の2割を保証金額とします。

2. 保証解除特約の設定…保証契約締結日から3年経過後の応当日において特約条件を満たした場合、保証契約は解除とします。

● 「経営者保証に関するガイドライン」の活用に関する組織的な取組み内容

1. 取組みを実施するに至った背景等

- (1) 「経営者保証に関するガイドライン」に経営者の無保証融資の条件等が示され、平成26年4月より有担保の場合は融資額の2割を保証金額とする。
- (2) 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正を受け、令和5年4月より経営者保証（個人保証）の取扱いを変更し、融資実行日から3年経過後の応当日を保証解除申請可能日とする「保証約定書（解除申請可能）」を制定。
- (3) 令和5年7月に融資実行日から3年経過後の応当日に特約条件を満たした場合に限り、保証債務が自動的に消滅する「特約付き特定保証約定書」に改訂した。

2. 取組みの具体的な内容（規程や判断基準の内容も含む）

【特約付き特定保証約定書】の制定

- (1) 保証契約締結日から3年経過後の応当日において、特約条件を満たした場合に限り、保証債務が自動的に消滅する契約形態。
- (2) 解除条件を満たさなかった場合は、被保証債務が完済されるまで保証債務は継続。

【解除条件】

- ① 応当日までの間に、信用組合取引約定書「期限の利益の喪失事由」のいずれにも該当していないこと。
- ② 応当日までの間に、全ての被保証債務について、返済条件が変更されたことはないこと。
- ③ 応当日までの間に、全ての被保証債務に関して、元本、利息ともに約定返済日を一度も遅延したことがなく、約定返済日の翌日以降の返済となったことがないこと。
- ④ 応当日までの間に、全ての被保証債務の返済期日の延長が行われていないこと。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

中小企業の経営支援に関する取組み方針

中小企業の経営支援に向けて、適切なリスク管理の下、積極的にリスクテイクを行う、金融仲介機能を発揮していく事により、当組合の信頼の維持、業務の健全性及び適切性を確保しております。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業の経営支援の統括部署である審査監理部は、営業店との連携の下、中小企業の経営支援に関する申込・相談・苦情に対する検討・審査及び回答を行っております。

また、平成25年3月、近畿財務局と近畿経済産業局から中小企業の経営を支援する「経営革新等支援機関」の認定を受けております。

中小企業の経営支援に関する取組み状況

営業担当者が、月に1回以上、融資取引先企業を訪問し、売上の推移や資金繰り状況を聞き取り、必要に応じ資金支援や経営改善計画の策定の援助、或いは貸し出し条件の緩和等の申し出に対応するなど、コンサルティング機能の発揮に努めております。

■創業・新規事業開拓の支援

創業時の資金需要に対応する商品として「クイックエーストートローン」を取扱っております。

■成長段階における支援

大阪府信用組合協会の主催により、大阪府下信用組合が共同して、お取引先企業の販路拡大を目的とした情報誌「しんくみビジネスサポート」を発刊いたしました。

■経営改善・事業再生・業種転換等の支援

本支店一体となった経営改善支援チームで、令和5年度は、経営改善支援先10先を選定し、経営改善への支援策の検討及び実施を行いました。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和4年度	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	115件	80件
経営者保証の代替的な融資手法として、解除条件付保証契約を活用した件数	0件	488件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	11.94%	52.49%
保証契約を解除した件数	19件	10件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

■苦情処理措置

当組合では、お客様より一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情等を受け付けておりますので、ご気軽にお申し出下さい。

*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに順ずるものをおいいます。

「お取引店舗」または本部「ご相談窓口」にお申出下さい。

ご相談窓口（総務部）

住所：大阪市中央区日本橋2丁目9番18号

電話番号：06-6644-6101

受付時間：午前9時～午後5時

（土日・祝日及び金融機関の休日を除く）

苦情等のお申出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受付けています（詳しくは、当組合総務部へご相談ください）。

■紛争解決措置

名 称	大阪地区しんくみ苦情等相談所 (一般社団法人 大阪府信用組合協会)	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒540-0026 大阪市中央区内本町2-3-9	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電 話 番 号	06-6941-1441	03-3567-2456
受 付 日 時 間	月～金（祝日及び金融機関休業日を除く） 9：00～17：00	月～金（祝日及び金融機関休業日を除く） 9：00～17：00

相談所は、公平・中立な立場でお申出を伺い、お申出のお客様の了解を得たうえ、当該信用組合に対し迅速な解決を要請します。

公益社団法人民間総合調停センターおよび東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部又はしんくみ相談所へお申し出下さい。

また、お客様が直接、民間総合調停センターや仲裁センターへ申し出ることも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当

事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

例えば、お客様は、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意下さい。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

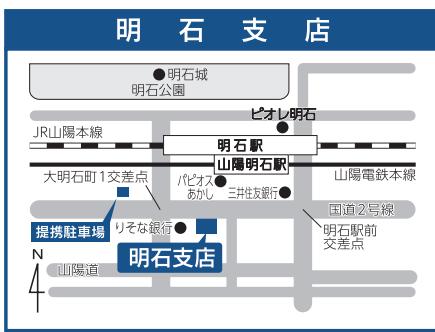
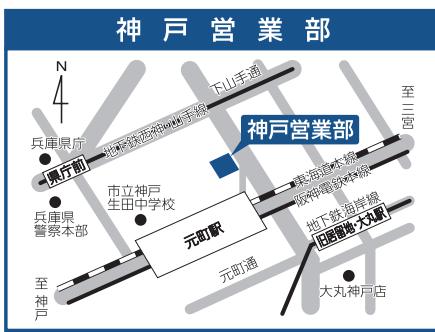
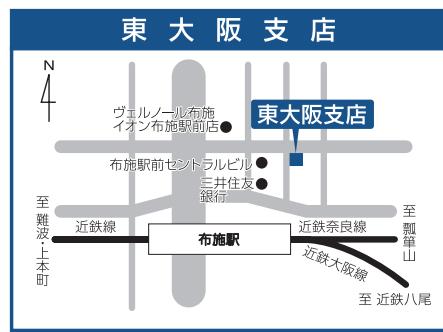
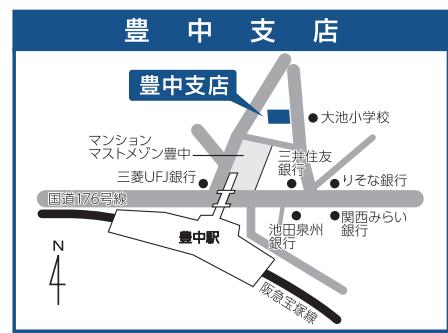
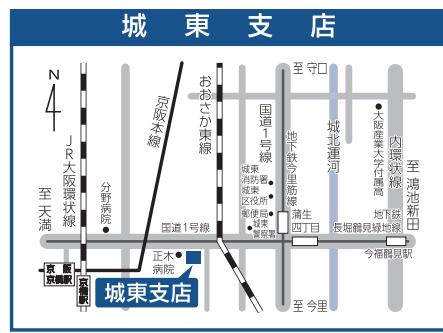
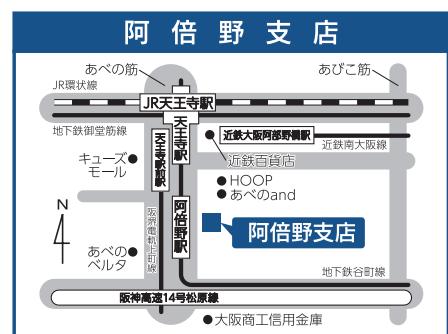
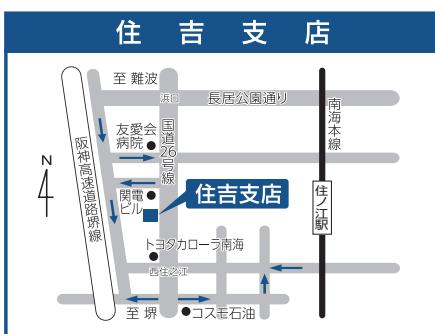
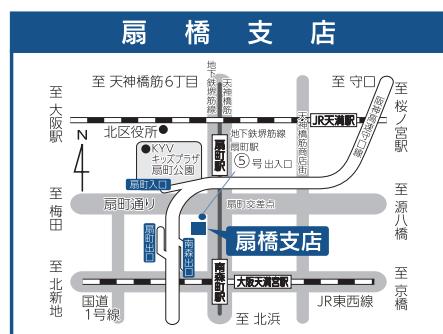
（仲裁センター等）

名 称	公益社団法人 民間総合調停センター
住 所	〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5
電 話 番 号	06-6364-7644
受付日／時間	月～金（除 祝日、年末年始） 9：00～12：00、13：00～17：00
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電 話 番 号	03-3581-0031
受付日／時間	月～金（除 祝日、年末年始） 9：30～12：00、13：00～15：00
U R L	https://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/
名 称	第一東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電 話 番 号	03-3595-8588
受付日／時間	月～金（除 祝日、年末年始） 10：00～12：00、13：00～16：00
U R L	https://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/kinyu.html
名 称	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電 話 番 号	03-3581-2249
受付日／時間	月～金（除 祝日、年末年始） 9：30～12：00、13：00～17：00
U R L	https://niben.jp/service/soudan/chusai/

店舗一覧 (事務所の名称・所在地)

(令和6年7月現在)

店名	住所	電話
本部	〒542-0073 大阪市中央区日本橋2丁目9番18号	06-6644-6101
本店営業部	〒542-0073 大阪市中央区日本橋2丁目9番18号	06-6644-6321
扇橋支店	〒530-0053 大阪市北区末広町2番32号	06-6366-0135
住吉支店	〒559-0006 大阪市住之江区浜口西3丁目11番4号	06-6674-3681
阿倍野支店	〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋2丁目4番43号	06-6622-1500
城東支店	〒536-0016 大阪市城東区蒲生2丁目9番10号	06-6935-5544
新大阪支店	〒532-0011 大阪市淀川区西中島5丁目14番22号	06-6101-1515
豊中支店	〒560-0021 豊中市本町1丁目9番35号	06-6850-2845
東大阪支店	〒577-0056 東大阪市長堂2丁目1番8号	06-6788-8080
神戸営業部	〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目4番18号	078-331-9904
六甲支店	〒657-0029 神戸市灘区日尾町3丁目2番5号	078-854-6363
西宮支店	〒662-0961 西宮市御茶家所町2番15号	0798-33-4554
明石支店	〒673-0892 明石市本町1丁目2番31号	078-912-0707
加古川支店	〒675-0063 加古川市加古川町平野字分木192番5	079-423-5877
くろもん支店	〒542-0073 大阪市中央区日本橋2丁目9番18号 本部 事務部内	06-7177-7288

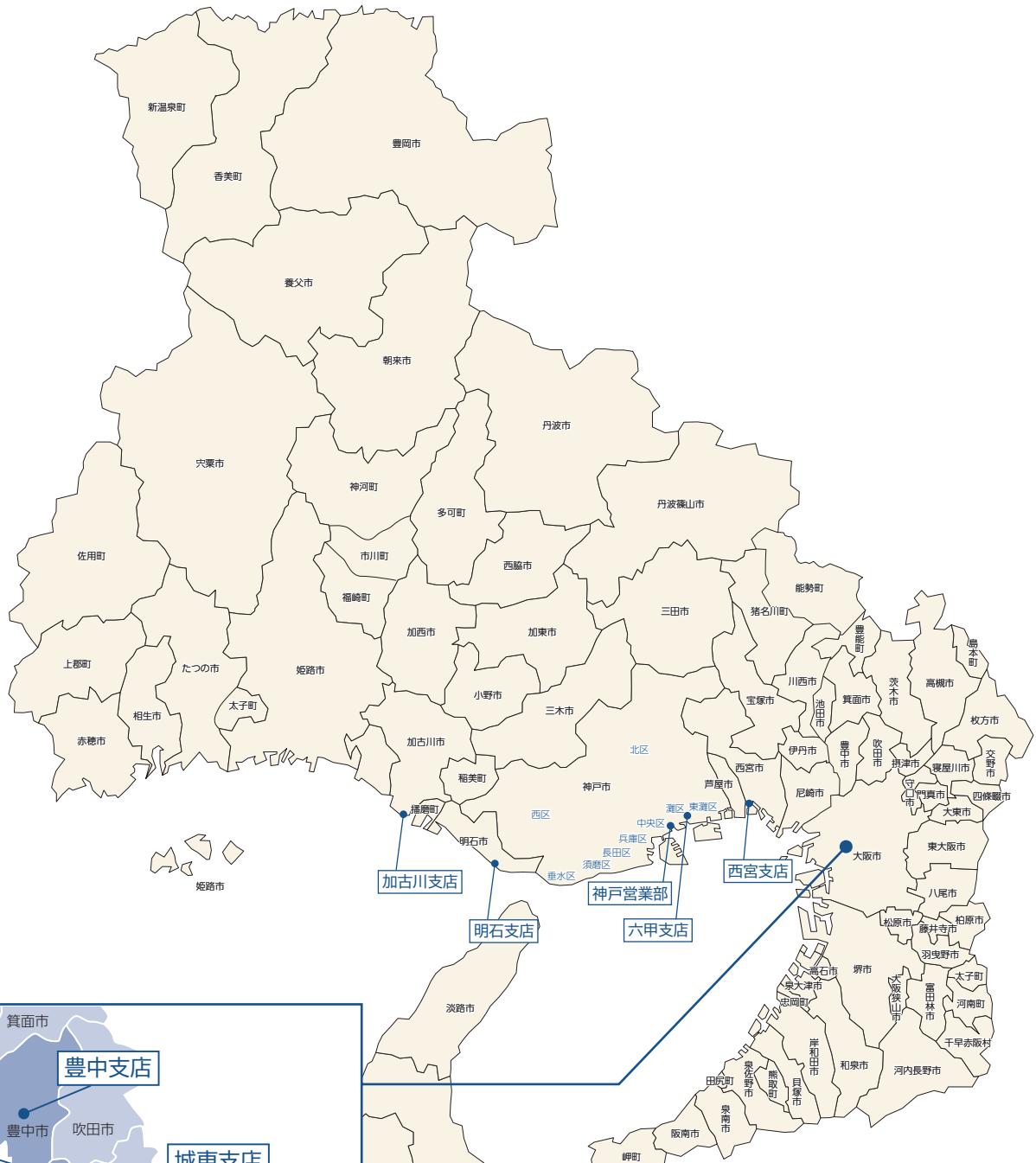


営業地区一覧

営業地区一覧

(令和6年7月現在)

■大阪府及び兵庫県全域



索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ごあいさつ	1	【預金に関する指標】	58. 外貨建資産残高	24		
【概況・組織】						
1. 事業方針	1	32. 預金種目別平均残高	*.....15	59. オフバランス取引の状況12	
2. 事業の組織	*.....1	33. 預金者別預金残高15	60. 先物取引の時価情報12	
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)	*.....1	34. 財形貯蓄残高取扱いなし	61. オプション取引の時価情報取扱いなし	
4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)	*.....28	35. 職員1人当たり預金残高14	62. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	*.....16	
5. 営業地区一覧29	36. 1店舗当たり預金残高14	63. 貸出金償却額	*.....16	
6. 組合員の推移1	37. 定期預金種類別残高	*.....15	64. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	**.....9	
【貸出金等に関する指標】					65. 会計監査人による監査	*.....9
【主要事業内容】					38. 貸出金種類別平均残高	*.....15
7. 主要な事業の内容	*.....25	39. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	*.....15	66. 外国為替取扱実績取扱いなし	
8. 信用組合の代理業者	*...取扱いなし	40. 貸出本金利区分別残高	*.....16	67. 公共債窓販実績取扱いなし	
【業務に関する事項】					41. 貸出金使途別残高	*.....16
9. 事業の概況	*.....5	42. 貸出金業種別残高・構成比	*.....16	68. 公共債引受額取扱いなし	
10. 経常収益	*.....12	43. 預貸率(期末・期中平均)	*.....14	69. 手数料一覧25	
11. 業務純益等	*.....10	44. 代理貸付残高の内訳25	70. 当組合の歩み1	
12. 経常利益(損失)	*.....12	45. 職員1人当たり貸出金残高14	71. 総代会について	**.....2	
13. 当期純利益(損失)	*.....12	46. 1店舗当たり貸出金残高14	72. 報酬体系について	**.....18	
14. 出資総額、出資総口数	*.....12	【有価証券に関する指標】				
15. 純資産額	*.....12	47. 商品有価証券の種類別平均残高	*-取扱いなし	【地域貢献に関する事項】		
16. 総資産額	*.....12	48. 有価証券の種類別平均残高	*.....15	74. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)	**.....3-4	
17. 預金積金残高	*.....12	49. 有価証券種類別残存期間別残高	*.....15	75. 地域密着型金融の取り組み状況	**.....3-4	
18. 貸出金残高	*.....12	50. 預証率(期末・期中平均)	*.....14	76. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況	*.....26-27	
19. 有価証券残高	*.....12	【経営管理態勢に関する事項】				
20. 単体自己資本比率	*.....12	51. 法令遵守の態勢	*.....18	77. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について	**.....26	
21. 出資に対する配当金	*.....12	52. リスク管理体制	*.....19-24			
22. 職員数	*.....12	53. 苦情処理措置及び紛争解決措置の概要	*.....27			
【主要業務に関する指標】					54. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書	*.....6-10
23. 業務粗利益及び業務粗利益率	*.....10	55. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	*..17			
24. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支	*.....10	(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権				
25. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利潤	*.....12	(2) 危険債権				
26. 受取利息、支払利息の増減	*.....10	(3) 三月以上延滞債権				
27. 役務取引の状況10	(4) 貸出条件緩和債権				
28. その他業務収益の内訳14	(5) 正常債権				
29. 経費の内訳10	56. 自己資本の構成に関する事項(自己資本比率明細)	*.....11			
30. 総資産経常利益率	*.....12	57. 有価証券、金銭の信託等の評価	*.....13-14			
31. 総資産当期純利益率	*.....12					



大阪協栄信用組合

つながる信頼、輝く明日のために。

Osaka-kyo Shinyokumiai
Disclosure
2024